

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の使用期限 (注2)	署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 番号 (注4)
ブルキナファ ソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナファソ政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	490,000千円 H20. 3.31まで	H20. 2.22 ワガドワ グーで (同日)	日本側 西内和彦在ブルキ ナファソ臨時代理大使リ ブル・イベネ・バソレ国務 大臣兼外務・域内協力大 臣	H20. 3. 7 144号
ブルキナファ ソ	マリヤ対策計画のための贈与 に関する日本国政府とブルキナ ファソ政府との間の交換公文	マリヤ対策計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	180,000千円 H21. 2.21まで	H20. 2.22 ワガドワ グーで (同日)	日本側 西内和彦在ブルキ ナファソ臨時代理大使リ ブル・イベネ・バソレ国務 大臣兼外務・域内協力大 臣	H20. 3. 7 149号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、 と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。